

【会議録要旨】

会 議 名	第 1 回敦賀市立地適正化計画策定委員会
日 時	令和 6 年 1 月 31 日（水）午後 1 時 30 分から
場 所	敦賀市役所 2 階 講堂
出席委員	出席委員：8 名 欠席委員：1 名
	事務局：6 名
議 題	（1）敦賀市立地適正化計画改定について ① 立地適正化計画とは ② 立地適正化計画の改定及び中間評価について ③ 防災指針の検討 ④ 今後のスケジュールについて
議論内容	（1）立地適正化計画の改定および中間評価について説明し、以下の意見が出た。 （委員）北部に居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定しているが、現状として南部の栗野地区に人口が多くなっているため、南部にも誘導区域を設定してはどうか。 （事）立地適正化計画が制度化された背景は、急速な少子高齢化や事項減少が進んでいる中で、高齢者、子育て世代が安心して快適に生活が送れる生活環境の実現のほか、行政にしても財政面、持続可能な都市経営を図っていくという課題があった。 市においては、国の指針に基づき、都市機能施設が集約された区域を誘導区域に設定している。 誘導施策の効果がすぐに表れていないところから、すぐに誘導区域を見直すのではなく、しばらく慎重に判断していく必要がある。 また、防災指針の策定において、居住誘導区域内にある危険なエリアの取扱いについて今後の議論になると考える。 現時点においては、平成 31 年に設定された誘導区域の背景を踏まえて、現状維持とする。 （委員）二極化して、複数で都市計画をできないか。 （委員）南部が放置され、業者の乱開発が継続されてしまうことを懸念する。 中間評価をみても、ハード面は割とカバーしているが、公共交通機関の利用率や生産人口の増加率といったソフト面が良くないことから、計画の向かっている方向がずれているのではないかと感じる。 敦賀市の市街地のトレンドは南部が強くなっているため、二極、三極という中心地をつくり、その周りをコンパクトにしていく考え方が非常によいのではないか。

	(事) 居住誘導区域の設定は、道路や河川といった地形地物で区切っており、用途地域が指定されているところを範囲に設定している。 南部全てが用途地域に指定されているわけではないため、まず用途地域を指定することが必要となる。 (委員長) 南部は、割とノーコントロールで開発できるところがあるため、きちんと宅地開発指導要綱などでコントロールすべきだと思う。 (委員) 敦賀高島間の道路建設について、未解決となっているので、計画に盛り込んでいただきたい。 (事) 立地適正化計画の上位計画である都市計画マスタープランでは高島へ抜ける道路整備を記載しているため、あえて当計画に盛り込まなくてもよいと判断。 (委員) 高島間の道路については今慎重に物事を進めている状況である。 新幹線開業後、県内外から民間資本が参入してきて、都市機能が大きく変革する可能性があるため、その点を配慮した形の計画が必要と思う。 栗野地区の人口が増加し、重要性が高まっているため、栗野地区と北部をつなぐ二次交通等を検討する必要があるのではないかと思いますので、上位の委員会の方でも慎重に協議をしていただきたい。 (副委員長) 居住誘導区域内と区域外とどちらの方が人口密度が減少しているのが重要。 栗野地区においても高齢化が進んでいくため、高齢者の居住ということはどうクローズアップしていくのかということを考える必要がある。今の理念でいくなら、生産年齢人口の方を中心への誘導を促すのも一つの方法かと思う。 (事) 長期的な計画の中で、5年目の節目においてはまだ効果が表れていないため、基本方針の変更といったことは、時期尚早だと感じる。 居住誘導区域の人口密度については、区域外より区域内の方が減少率が高い。 (3) 防災指針の検討、今後のスケジュールについて説明し、以下の意見が出た。 (副委員長) 地震等によって家屋で火災が発生するといったことは防災指針の中で想定されていないのか。 (事) 国の指針に基づき、自然災害、水害、土砂災害及び津波災害といった自然災害に関する対策を盛り込むこととなっているため、地震による火災は含まない。 (副委員長) 市民説明会について、誘導区域に入る地域と入らない地域との温度差、受け止め方が異なり、その結果が中間評価の進捗状況にも影響している可能性がある。
--	---

	そうした点から、説明会は丁寧に開催すべきかと思うが、今後の対応を考えていただきたい。 (事) 都市計画マスタープランの策定時には、市内 10 地区全てに各 2 回ずつ説明会を開催し、立地適正化計画の概要についても説明を行った。 市民説明会の実施の他、策定委員会の審議内容を開示するなど、立地適正化計画について、市民の理解を得られるような配慮していきたい。 (委員) どの場面で意見を述べたら計画に反映されるのかが見えない。 (事) 行政の最上位計画は総合計画であり、それに即した形で土地利用の将来的な方針を決める都市計画マスタープランがある。マスタープランは 20 年計画であるが、社会情勢を踏まえ必要に応じて変更、改定をしていく。 立地適正化計画に反映できなかったところはマスタープランなどで審議していくことになると思う。 (委員) 上位計画があって下位にいけばいくほどより細かで、より具体的に計画しなければならないと思う。 災害リスクの大小に関わらず、リスクのあるエリアの近辺に居住誘導はすべきではない。 (委員) なぜコンパクトシティに居住をもっていくかという、中心市街地にインフラがあるため、30 年、50 年先を見据えてまちづくりを進めていくべき。 ※ (委員長) = 策定委員会委員長 (副委員長) = 策定委員会副委員長 (委員) = 策定委員会の委員 (事) = 事務局 (都市政策課)
--	--